



栄村 議会報

発行 栄村議会
責任者 福原和人
編集 議会報編集委員会

第178号

内容：○議会議員補欠選挙当選報告○平成28年度予算○主な可決案件○平成27年度予算推移
○請願審査結果○一般質問4名○栄村議会活動報告
※島田伯昭氏は平成28年3月22日付で一身上の都合により辞職されたため、一般質問の掲載はありません。

◆議会議員補欠選挙で石沢一男氏、松尾眞氏、上倉敏夫氏が当選◆

4月24日付で栄村議会議員補欠選挙が行われ、無投票で石沢一男氏、松尾眞氏、上倉敏夫氏が当選されました。

4月25日に栄村選挙管理委員会から当選証書を受け取り、同日より栄村議会議員として活動することとなりました。任期は平成29年5月20日までとなります。ご活躍をご期待いたします。

▶石沢一男氏



▶松尾眞氏



▶上倉敏夫氏



◆平成28年度予算を予算特別委員会で慎重審議し可決◆



平成28年第1回定例会は3月7日に開会され、10日、11日の2日間で予算特別委員会が開催されました。慎重審議の結果、最終日14日に全員賛成（起立）により可決されました。

3月11日午後2時46分、東日本大震災発生時刻に議会を中断し、哀悼の意を表し全員黙祷を捧げました。

一般会計総額 **38億8千5百万円**

特別会計総額 **12億4千22万7千円**

◆一般会計内訳(単位:千円)

歳入	
村税	180,674
地方譲与税	54,000
地方消費税等交付金	43,150
地方交付税	1,570,000
分担金及び負担金	17,053
使用料及び手数料	34,936
国県支出金	768,253
財産収入	14,454
寄附金	125,000
繰入金	481,326
繰越金	5,000
諸収入	37,054
村債	554,100
合計	3,885,000

歳出	
議会費	53,923
総務費	797,254
民生費	462,306
衛生費	176,307
労働費	853
農林水産業費	474,786
商工費	308,523
土木費	596,133
消防費	370,523
教育費	247,237
災害復旧費	118,974
公債費	273,181
予備費	5,000
合計	3,885,000

◆特別会計内訳(単位:千円)

歳入・歳出	
国民健康保険(事業勘定)	308,209
国民健康保険(施設勘定)	134,341
秋山診療所	6,333
後期高齢者医療	31,129
介護保険	384,563
介護サービス	70,045
簡易水道	62,155
生活排水処理	67,474
農業集落排水	20,393
スキー場	118,788
ケーブルテレビ	36,797
合計	1,240,227

平成28年1月・2月臨時会・3月定例会 主な可決案件

案 件 名	内 容
—1月臨時会— ◆専決処分について【栄村税条例の一部を改正する条例の制定について】	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定が改正されたことによる。村民税の減免請求には個人番号を記載した申請書が必要とされていたものであるが、この個人番号の記載が不要になったための改正並びに特別土地保有税の減免申請においても個人番号は記載不要ということになったため
◆平成27年度社会資本整備総合交付金（復興）事業村道天代坪野線橋梁架替（2）工事変更請負契約の締結について	<ul style="list-style-type: none"> 当初計画した盛立土に不足が生じたことから、他工事現場からの搬入へ変更し、効率の良い工事施工を進めるための変更増額 変更前契約金額：44,280,000円 変更後契約金額：59,205,600円（14,925,600円の増額）
◆平成27年度木造公共施設整備事業 観光及び震災情報発信拠点施設建設工事変更請負契約の締結について	<ul style="list-style-type: none"> 雪止めアングル等の変更及び地区要望である公園への取付道路を施工するには、工期内での完成が困難であることから、外構に係る工事分を別工事とすることによる減額 変更前契約金額：170,640,000円 変更後契約金額：164,581,200円（6,058,800円の減額）
—2月臨時会— ◆一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年の人事院勧告に伴い、俸給表が平均0.8%引き上げられ、期末・勤勉手当の年間支給月数を4.10ヵ月から4.20ヵ月に引き上げる勧告がなされた。この勧告並びに県、近隣の町村の動向を参酌の上、栄村職員労働組合と協議を行い、平成28年2月12日に合意を得たことから一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもの
◆特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年の人事院勧告に伴い、国においては特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されました。国の内容は、期末手当の年間支給月数を3.1ヵ月から3.15ヵ月に引き上げるものであります。本村においても一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を上程することから、国に準じて特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正すべきか、栄村特別職等報酬審議会に意見を聴いたところ、引き上げが適当との意見が付されたことから、本条例の一部を改正するもの
◆議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	<ul style="list-style-type: none"> 国に準じて議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正すべきか、栄村特別職等報酬審議会に意見を聴いたところ、引き上げが適当との意見が付されたことから、本条例の一部を改正するもの
◆平成27年度栄村一般会計補正予算第7号	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年人事院勧告に基づき、行政職給料表及び医療職給料表の改正を行い、俸給については平成27年4月1日に遡及適応することとし、期末勤勉手当については12月の勤勉手当において支給月数を引き上げて支給することとなることから、既決予算に不足を生じるため、給料、職員手当、共済費を追加。平滝地区に建設予定の貸工場について、地質調査の結果、支柱杭工事が必要となったこと及び関係経費に不足が生じたため 補正額：57,832千円
◆平成27年度栄村国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算第3号	<ul style="list-style-type: none"> 人事院勧告による職員の給与改定 補正額：664千円
◆平成27年度栄村介護保険特別会計補正予算第3号	<ul style="list-style-type: none"> 人事院勧告による職員の給与改定 補正額：205千円
◆平成27年度栄村介護サービス特別会計補正予算第3号	<ul style="list-style-type: none"> 人事院勧告による職員の給与改定 補正額：220千円
◆平成27年度栄村簡易水道特別会計補正予算第2号	<ul style="list-style-type: none"> 人事院勧告による職員の給与改定 補正額：97千円
◆平成27年度栄村スキー場特別会計補正予算第3号	<ul style="list-style-type: none"> 人事院勧告による職員の給与改定 補正額：97千円
—3月定例会— ◆平成27年度栄村一般会計補正予算第8号	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年7月から開始するマイナンバー情報連携までに行うべきセキュリティ対策経費、コミュニティ助成事業及びふるさと復興支援金事業費確定に伴う減額、東日本大震災復興交付金平成28年度分復興住宅家賃低廉化として追加、各種事業費確定による減額など 補正額：▲255,453千円
◆平成27年度栄村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算第4号	<ul style="list-style-type: none"> 一般被保険者療養給付費見込み減による 補正額：▲3,248千円
◆平成27年度栄村介護保険特別会計補正予算第4号	<ul style="list-style-type: none"> 各種事業費精算による減額など 補正額：▲10,326千円

案 件 名	内 容
◆平成27年度栄村介護サービス特別会計補正予算第4号	・施設の燃料費及び光熱費等の減額 ・補正額：▲990千円
◆平成27年度栄村簡易水道特別会計補正予算第3号	・村単事業費確定による減額 ・補正額：▲2,600千円
◆平成27年度栄村生活排水処理特別会計補正予算第2号	・事業費確定による減額 ・補正額：▲1,172千円
◆平成27年度栄村農業集落排水特別会計補正予算第2号	・施設修繕料の不足による増額 ・補正額：1,330千円
◆栄村税条例の一部を改正する条例の制定について	・地方税法等の一部改正に伴い、納税猶予制度に関する規定を定めるため、税条例の一部を改正するもの。納税者の負担の軽減を図りながら的確な納税を確保するという観点に基づいて納税の猶予制度、具体的には徴収の猶予及び換価の猶予について規定の整備をするもの
◆固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	・行政不服審査法及び行政不服審査法施行令の一部改正に伴い、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するもの。主な改正内容は弁明書の提出について、電子メールでも可とするもの。もう1つは固定資産評価審査委員会の決定書には主文、事案の概要、審査申出人及び村長の主張の主旨、理由を明記する
◆栄村保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	・子ども・子育て支援法施行令等の改正に伴い、低所得者及び母子、父子世帯の保育料を減額する必要があることから、法律の改正に合わせて条例を改正するもの。平成28年4月1日より
◆栄村県営土地改良事業分担金徴収条例の制定について	・昭和58年6月15日に公布された県営土地改良事業分担金徴収条例について、分担金の徴収時期や徴収の方法、納期の規定等に不具合があることから、その全部を改正するため
◆栄村東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例の制定について	・国が定める東日本大震災復興交付金基金管理運営要領の改正により、効力の失効を平成28年9月30日としていたものを削除するもの
◆栄村行政不服審査会条例の制定について	・行政不服審査法の全部が改正され、平成28年4月1日に施行されることから、同法に定める地方公共団体は、採決に際し諮問する機関に当たる第三者機関を設置しなければならないとされたことから、その設置に関する条例を新規に制定するもの
◆栄村公文書の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・行政不服審査法の全部が改正されたことによる所要の改正を行うもの。法律番号の改正、不作為を含めること、審理委員制度を除外とすること
◆栄村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	・行政不服審査法の全部が改正されたことによる所要の改正を行うもの。法律番号の改正、不作為を含めること、審理委員制度を除外とすること
◆栄村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	・行政不服審査法の改正に伴う所要の改正を行うもの。引用している法律番号の改正、公開請求に係る不作為を含めること、審理委員制度の適応除外、それに加え文言の改正
◆栄村建設工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	・行政不服審査法の改正に伴う所要の改正を行うもの。文言の訂正、不服申し立て期間の改正
◆栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	・行政不服審査法の改正に伴うもの。不服申し立てに係る提出書類の写しの手数料について、白黒のもの片面1枚に付き10円。カラーのもの片面1枚に付き40円を加えるもの
◆栄村特別職で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・本条例における非常勤特別職の報酬額を定めたもの一部を改正するもの。選挙時に委嘱する各特別職の報酬を国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い改めるもの、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会の委員長と委員長職務代理の職が無くなったため削除するものなど
◆職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・地方公務員法並びに学校教育法の改正に伴い、関係する所要の改正を行うもの。適用条項の変更、小学校の条項に法で定める条項を加えるもの
◆職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・地方公務員法の改正に伴う所要の改正を行うもの。適用条項の変更
◆栄村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・地方公務員法の改正に伴う所要の改正を行うもの。第3条報告事項の各号に職員の人事評価の状況、職員の休業の状況、職員の退職管理の状況を加えるもの
◆村道の路線の認定について	・平成27年度上野原集落において直営工事により延長73.9m、平均幅員4.2mの道路を新たに開設したことから、村道として認定したいため
◆村道の路線の変更について	・村道切明川西線及び青倉12号線において路線の変更をするため
◆栄村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	・非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴うもの

◆平成27年度 栄村予算推移◆

単位:千円

区 分	当初予算	3月補正	6月補正	9月補正	12月補正	2月補正	3月補正	3月定例会後の予算額	増減額	増減率(%)
一般会計	3,760,000	▲14,929	195,751	59,060	▲27,416	57,832	▲255,453	3,774,845	14,845	100.39
特別会計										
国民健康保険事業勘定	320,971		400	10,806	6,451		▲3,248	335,380	14,409	104.49
国民健康保険施設勘定	135,635		566		200	664		137,065	1,430	101.05
秋山診療所	6,105				327			6,432	327	105.36
後期高齢者医療	30,773			1,592				32,365	1,592	105.17
介護保険	379,134		▲8,230		22,340	205	▲10,326	383,123	3,989	101.05
介護サービス	55,974		4,120		1,048	220	▲990	60,372	4,398	107.86
簡易水道	103,266		6,322			97	▲2,600	107,085	3,819	103.70
生活排水	45,655		5,362				▲1,172	49,845	4,190	109.18
農業集落排水	14,318				1,800		1,330	17,448	3,130	121.86
スキー場	130,732			5,268		97		136,097	5,365	104.10
ケーブルテレビ	45,129			2,500				47,629	2,500	105.54
合 計	1,267,692							1,312,841	45,149	103.56

※▲は、減額

請願審査結果

請願件名	請願内容	請願者	紹介議員	審査結果
ー1月臨時会ー 飯山赤十字病院の産婦人科医師の確保を求める請願書	飯山赤十字病院では、ただ一人の産婦人科嘱託常勤医師が非常勤となることに伴い、平成28年4月から分娩の取り扱いを休止することになり、現在通院中で出産予定日が平成28年4月以降の妊婦は、近隣の自治体にある医療機関などへ転院せざるを得ない状態となりました。全国的にも産婦人科の医師不足は深刻化している折、地域住民の健やかな営みを守り、地域創生の筋道を確かなものとするためにも、誰もがどこの地域でも安心・安全にお産ができる医療体制の堅持は最重要な課題であり、国・県を挙げてあらゆる対策に一層取り組まれることを強く要請します。	飯山市議会 議長 佐藤正夫		採択 採択に対して賛成者9名 ※議長除く
ー3月定例会ー 「集団的自衛権」を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法の速やかな廃止を求める請願	私たちは、世界に誇る憲法9条を守り、9条を活かした平和な日本を築いていくことを心から望んでいます。世界の平和は、日本国憲法の精神を尊重し、話し合いで築いていくしか道はありません。憲法違反の法律を数の力で成立させるようなことはあってはなりません。よって、栄村議会におかれては「安全保障関連二法」を速やかに廃止する意見書を採択されるよう請願いたします。	飯水岳北九条の会 代表世話人 高橋彦芳	山本千津子 鈴木敏彦	継続審査 継続審査に対して賛成者7名 反対者2名 ※議長除く



桑原一富議員

総合戦略会議で掲げた25年後の人口1,400人に向けての取り組みは。

村長 「社会増」と「自然増」から方向性を出したい。

人口減少対策について

質問

①総合戦略会議で掲げた25年後の人口1,400人に向けての取り組みは。②若者定住促進を進める中での復興住宅の活用は。③子育て支援策として妊産婦の医療費の全額無料化を。

村長

①国立社会保険人口問題研究所の推計人口では、平成52年の栄村は1,069人となり、それでは将来展望が無いというわけから1,400人と目標を設定した。人口の増加については「社会増」と「自然増」がある。「社会増」については、栄村の持つ豊かな自然と村民の暖かさを、多様な価値観を持つ若者や女性に農村移住の魅力として提案し、移住定住の促進を図っていく。地域おこし協力隊の

活用により、若者が主役になり、観光施策や近隣の市町村との連携を強化し、観光客の誘致を図り、交流人口の増加と将来の移住に結びつけていくこと。「自然増」は、広域連携も含め、婚活イベントの開催や支援、子育てに必要な保育料や医療費負担等の軽減策を講じるなど、若い世代の経済的安定化を図ることで子育て主体環境整備を充実させていくということで、「社会増」「自然増」から方向性を出したいところである。

②若者定住に関しては、若衆と女衆の集まる村づくりと位置付け、農業体験や地域行事等と一体化した体験住宅や空き家住宅の利活用を進める。地域おこし協力隊の積極的活用など。

健康支援課長

③妊産婦の医療費の無料化については、現在子育て支援の一つとして妊婦健診の費用約12万円全額村で負担している。妊婦健診、基本的に初期4回、中期6回、後期4回で計14回ある。加えて血液検査、超音波検査等諸々それぞれ初期、中期、後期とあり、全ての追加検査7回程あるが、これらも全て村で負担している。



山本千津子議員

集落営農組合に関しての補助金について、現場を検査しているのか。法人化への指導は。

産業建設課長 経営内容が違うので一律にはできない。国は法人化を勧めている。

集落営農組合に関しての補助金について

質問

①現場検査をしているのか。②補助を出すのに偏りがあるのでは。事業メニューを平等に周知させているか。③請負が多くなる組合には法人化を進める考えはないか。

産業建設課長

①立入検査はしていないが、口頭で改善指示を出している団体もある。検証していないこともあるので、来年度からは事業採択から実績まで専門の特別委員会を選定していく。尚、復興交付金事業により導入した機械関係は、毎年国へ報告する義務がある。②要望を

出している団体に話をしている。規模や機械整備が異なるので一律にはできない。前年度から計上しないと予算に間に合わない。③28年度、国は法人化を勧め、ソフト事業があるので十分な協議をしていく。村も来年度法人化の予算を計上していく。他の事業で経理的な部分を改善していない事業もあるので検討してほしいし、村民が合意して経営できる状況を作りたい。

栄村・小中学校について

質問

①栄小・中学校について余裕教室を地域住民とのコミュニティの活用にはできないか。木島平村では学習面で行っている。「放課後子どもプラン」の考えは。②中学校に模擬議会の時間を。③障害者に関する授業を。④支援学級について。人口の割に生徒数が多いとの声も聞くが、児童の一時間は大人の何日にも匹敵する。適切な対処を望む。

教育長

①学校運営協議会制度が進められている。これが充実する中で考えたい。「放課後子どもプラン」は送迎バスの関係もあり難しい。②中学の公民の授業で学習できる。③アイマスク着用、杖歩行などの疑似体験、本の読み聞かせを行っている。④一番は保護者の思いと学校側との信頼関係を大事に取り組んでいることを理解していただきたい。



阿部伸治議員

豊栄地区に防災拠点施設が必要だという根拠は。

長 当時、フランセーズさんは大変混雑した。栄中も定員オーバーする。コミュニケーションを維持しながら豊栄地区に二次避難所を計画した。

豊栄地区防災拠点施設に関して

質問

この件に関しては「究極の無駄遣いではないか」という立場から質問いたします。①豊栄地区に防災拠点施設が必要だという根拠は何か。②通常時の施設の使い道が明確でないが、どのような考えか。③震災以降、避難所となりうる立派な集会所が幾つか建設され、新たな計画もある中で、当時とは避難の形が全く変わっていると考える。そのシミュレーションはされているか。

村長

①当時、フランセーズさんに依頼をし、豊栄地区の避難場所として利用させてもらったが、大変な混

雑であった。計画で、栄中学校へ避難ということもあつたが、定員オーバーになると困る。コミュニケーションを維持しながらということを念頭に、豊栄地区に二次避難所の建設を計画した。②通常時の使い道ということだが、体育館とか、地元で色々利用してもらえば良い。③震災後、公民館の耐震化は各地区の希望で進めているが、これは一次避難所の役割を担ってもらい、避難が長引くようなら二次避難所へと考えている。

質問

箕作地区は震災前に新しい公民館を建ててあつたため、二次避難所へ行く事なく地区で乗り切つた。各地区もそれが理想と考え、公民館に投資をしている。二次避難所ありきの考えはおかしいのではないか。

村長

集落ごとの公民館に避難されると、食事を配るなど大変で対応できない。

質問

常々、村長は村内、秋山以外は何処に行くにも近いものだというのは説得力に欠ける話で、議論が足りない状況と思う。この話は一度凍結し、議論し直して進めるべきではないか。

村長

ここは一般質問の場合なので「やる」「やらない」は言えない。新年度予算の審議があるので、その中でやってもらえばいいと思う。



鈴木敏彦議員

社会福祉協議会が介護事業を。

長 介護予防に力を考えている。

介護について

質問

介護制度が年々受けにくくなっている。医療介護総合合法では、要支援1・2の訪問介護、デイサービスが介護保険から外されて市町村の事業に移され、特別養護老人ホームも要介護3以上でないと入所できなくなつた。老後の安心を願う家族や高齢者の思いと国の政策は反対方向に向いている。①今後の介護事業をどのように考えるのか。②介護事業を民間に委託と案もあるが。③村の社会福祉が独自の介護事業を運営する方向での検討はどうなるか。

村長

①介護度3以上にならないと特養へは入れない。施設は待機者が多くてなかなか希望どおり入所できない状況が続いている。今後とも介護予防に力を入れていかねばと考えている。②デイサービスの事業は村直営方式から民間への事業の移管が可能か研究

を始めたという事だが、議会全員協議会で社協を優先にするようにとの意見があつたと思つている。

健康支援課長

③近隣の多くの自治体が社会福祉協議会でデイサービス事業を実施している。他の社協で実践している内容を分析、研究し、公表したいと思つている。

防災問題について

質問

震度6強の地震に見舞われて5年になる。比較的復旧、復興が進んだのは自立の村づくりが柱になつている。①昨年実施した防災訓練の評価と今後の取り組みは。②自主防災会の進め方。③各区の防災マップを作る考えは。④各家庭に非常用持ち出しグッズの配布ができないか。

村長

①災害は日頃からの準備が大事故だと思つている。職員や消防団員の不足、情報、周知など反省点を克服したい。②自主防災組織は新たな組織ではなく、区が自主防災組織という研究をしていきたい。③マップについては当面、取り掛かった森、青倉、横倉地区の完成を目指したい。④グッズの配布については、今のところ各人で確保してほしい。

栄村議会活動報告

◎平成27年10月から平成28年3月までの「議会活性化特別委員会」と「議会全員協議会」で議論された項目内容をお知らせします。

◆議会活性化特別委員会

議会活動をいかに活性化することができるか協議する会です。議員のみで協議します。

開催月	内 容
平成 27 年 11 月 9 日	<p>—山本議員より提案事項—</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 村長提出議案は2～3日前には渡してほしい 2. 議会活性化を検討してほしい <ul style="list-style-type: none"> ・土曜・日曜、夜間議会の開催 ・働きながらでも活動できる方法 ・中学生模擬議会 ・議会報モニター制度
12 月 16 日	<p>—11月の提案事項を討議した—</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土日、夜間議会については無理との意見が多かった 2. 中学生模擬議会を行ってもら 3. 一般質問で3回までの質問ではなく1問1答式が良いとの意見が出た。(理事者の簡潔な答えが求めにくいので) 4. 要望のある集落に懇談会を持つ <ul style="list-style-type: none"> ・区長会及び各区長に通達を出す

◆全員協議会（村長提出）

村長から依頼を受けて議長が招集し、行政上の重要問題等について議会の意見を聞くための協議会です。

開催月	内 容
平成 27 年 12 月 4 日	<p>◎中野市新井に「社会福祉法人みゆき福祉会」が介護老人福祉施設の事業を興すことになった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本入所と短期入所を合わせて100床程度とする 2. 低所得者に配慮し、多床室を設ける 3. 民間による整備 4. 29年度完成予定 <p>◎飯山赤十字病院産婦人科の分娩休止について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成28年4月より医師不足のため分娩のみ休止する
平成 28 年 1 月 25 日	<p>◎企業創業などに関する協定書の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4条 <p>甲は乙が行う本協定に基づく的確な事業活動の実施状況を適宜検証することができるものとする</p> <p>※雇用確保を的確にしているかどうかを検証するため</p> <p>◎平滝に造る天然水工場の件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白鳥工場は今までどおり営業する ・追加予算：51,734,000円 ・土地は賃貸料を払う：9ヵ月で467,000円 ・新工場は8人採用する
2 月 16 日	<p>◎天然水工場の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラインを縮小する。地盤が弱いので、杭の変更 ・業務開始時期：11月を目標とする ・用地賃貸料：2名から賃貸 面積2,993㎡ ・借り受け期間：20年 など
3 月 3 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域おこし協力隊の起業支援（総務省の特別交付税による支援） ・支援金設置：一人400万円上限 ・目標：28年度中に全国3,000人にする。(4割が女性、8割が20～30歳代、6割が定住している) <p>復興支援員に対しても起業支援金設置。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 東部社会体育館吊り天井撤去 3. 600㎡の大型避難所及び備蓄倉庫建設 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急防災・減災事業債制度が28年度で終わることに伴い、平滝のフランセーズ横に建設する予定。白鳥、平滝地区住民との話し合いは行った。この施設は体育館のようなドーム型のもので、活用については地区で考えてほしいと説明があった。議員からは「村民の安心・安全を守るには、豊栄地区に是非必要である」という意見や、「また箱物を造るのか」「維持費はどうするのか」「公民館耐震化を我慢している地区もあるのに」などの意見も出た

3月3日	<p>4.避難場所を示す標識設置 ・村内全体に設置する。議員からは「大きな看板が必要か」「景観が悪い」「費用が大きい」などの意見が出た</p> <p>5.集落営農組織などに育成事業補助 ・農業生産法人は上限200万円。集落営農組合は上限100万円。事業費の1/2以内。財源は「ふるさと納税」の農業支援目的から。</p> <p>6.和山にバス車庫建設 ・和山始発にするため、車庫兼運転手が宿泊できる施設を造る</p> <p>7.空き家再生推進事業 ・2地区（大久保・志久見）で各1,000万円で改修し体験住宅にする。1地区（志久見）で危険なため500万円で撤去し公園化する</p>
------	---

◆全員協議会（議長提出）

議員全員で協議します。基本的に月一回開くことにしています。

開催月	内 容
平成27年 10月20日	<p>1.北信広域連合選挙管理委員会補充員選任について ・斎藤和代氏を選任</p> <p>2.林活議連視察研修について ・飯田市「かぶちゃん村 森の発電所」</p> <p>3.議員視察研修について ・千葉県保田漁港「ばんや」 ・埼玉県川越市「社会福祉法人 ともいき」</p> <p>4.地方自治研修会</p> <p>5.雪国観光圏研究検討会聴講について</p>
11月9日	<p>1.11月行事予定 ・11月11日 産業社会常任委員会：泉平・長瀬・青倉地区水道施設現地調査 ・11月16日 十日町市・津南町・栄村議会連携協議会：栄村当番のため、秋山「とねんぼ」にて開催 ・18、19日 栄村議会議員視察研修：千葉県木更津市保田漁港「ばんや」 埼玉県川越市「社会福祉法人 ともいき」 ・11月25日 林活議連視察研修：飯田市「かぶちゃん村 森の発電所」</p>
12月4日	<p>1.長野県特別豪雪地帯指定市町村議会協議会 長野県と長野県議会への要望事項について ・県道秋山郷森宮野原停線の早期改良について ・中条川・山地災害復旧の早期完了について</p> <p>2.津南町・栄村議員懇談会について ・議題「ゴミ施設問題」「介護関係問題」</p> <p>3.十日町市・津南町・栄村議会連携協議会 ・栄村議会より福原議長が代表幹事に就任</p>
12月16日	<p>1.飯山赤十字病院の産婦人科医師確保の意見書について ・平成28年1月臨時会で意見書を出す事に決定</p> <p>2.長野県特別豪雪地帯指定市町村議会協議会 長野県・長野県議会への要望書について確認</p>
平成28年 1月22日	<p>◎栄村役場にて津南町議員との懇談会</p> <p>1.津南町ごみ焼却場について ・津南町職員より「施設の老朽化に伴い、建て替えには多額の費用がかかる」と説明があった</p> <p>2.介護総合法に関して、津南町介護施設について ・津南町にミニの特養施設が2箇所できる予定。「まだ待機者がいる」「栄村にも介護施設が必要」などの意見が出た</p>
1月25日	<p>◎相澤博文氏辞職に伴う総務文教常任委員会委員長選任について ・総務文教常任委員会委員長 阿部伸治 副委員長 樋口武夫</p>
3月9日	<p>1.会計税務課に各議員のマイナンバー通知番号提出</p> <p>2.3月11日午後2時46分、東日本大震災犠牲者に対し黙とうを行う</p> <p>3.長野県議会の選挙区・定数研究会からの報告 ・県内の人口推移などと県外議員数の比較など ・平成26年2月、次期改選後の議員に任せることに決定。現状維持する</p> <p>4.村長選挙前の公開討論会について ・職員組合主催で行えるようにとの提案など</p>

